

精華町・京都府立大学連携協力包括協定書

精華町（以下「甲」という。）と京都府立大学（以下「乙」という。）は、下記のとおり連携協力に関する包括協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の人的、物的、知的資源を交流、活用し、地域社会の発展と人材の育成を図ることを目的とする。

（連携協力）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携協力する。

- (1) 乙の精華キャンパスに係る教育研究を通じた地域の振興に関する事項
- (2) 健康・福祉の増進に関する事項
- (3) 環境保全に関する事項
- (4) 文化・教育の振興に関する事項
- (5) 産業の振興、まちづくりの推進に関する事項
- (6) 人材の育成に関する事項
- (7) その他前条の目的を達成するために甲乙が必要と認める事項

（期間）

第3条 この協定の期間は、平成25年1月31日から平成26年3月31日までとする。

2 前項に定める期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙から書面による何らかの意思表示がないときは、満了の日の翌日から更に1年間この協定を延長するものとし、以後この例によるものとする。

（その他）

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の具体的な事項及びその他必要な事項については、甲乙協議してこれを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年1月31日

甲 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻
小字北尻70番地
精華町

乙 京都市左京区下鴨半木町1番5
京都府立大学

町長 _____

学長 _____